

廃仏毀釈と真言僧

— 宝幢寺浄珊を事例として —

村 磯 栄 俊

はじめに

江戸期における仏教というよりも、寺院の社会的機能といえ、寺請証文（宗旨手形）の発行権を掌握していたということになる。

江戸幕府はキリスト教禁止を徹底するため、士農工商をとわず、寺院の檀家とさせ、キリシタンでないとの証明である寺請証文を寺院に発行させたのである。この寺請証文をもとに「宗門人別帳」が作成されたのであるから、寺院は支配機構に組み込まれたといえよう。

これを寺請制度というが、この制度により寺院住職は特に教化しなくても檀家を獲得し、維持することが可能となり、檀家制度が確立されたのであった。

寺請証文は出生・死亡・婚姻・移住・旅行・就職時に必要だったので、この発行権を掌握していた菩提寺住職は、檀家に対して絶対的な立場にたった。

江戸期の僧侶すべてとはいえないが、この権限に安住していた僧侶が多かったのも事実であった。檀家に対する高圧的な態度が、明治の神仏分離令布告で、廃仏毀釈運動に進展したといえよう。

この廃仏毀釈は、別当寺の多かつた真言・天台の密教寺院に与えた損失ははかりしれないが、それとともに明治四年（一八七二）、寺請制度が廃止されたことも、仏教界にとつては大きな衝撃であつたらう。支配者から与えられた社会的機能がなくなつたのであるから。しかし、これによつて明治期以降の仏教界は社会福祉活動などに仏教の社会的機能をもとめたのであつた。

本稿は若くして、本宗随一の寺領石高を有した寺院の住職となり、また智積院の上座に列した僧侶が、廃仏毀釈に際し、神官に転向しただけでなく、その指導的地位についた事例を紹介するものである。仏教の社会的機能を模索する一助ともなれば幸いである。

一、宝幢寺について

(一) 宝幢寺縁起

摩訶迦羅山（大黒山）宝珠院宝幢寺は、聖武天皇の御願寺として天平三年（七三二）に、出羽国最上郡滝平において行基により開創されたと「宝幢寺興廢録」^{〔1〕}にある。滝平の地は現在の山形県山形市大字滝ノ平にあたる。

その後の当寺の歴史は六百年余り不明であり、寺歴が明らかとなるのは、南北朝に入つてからである。

延文二年（一三五七）、前年最上郡最上より村山郡山形に入部した羽州探題斯波兼頼は、当寺の伽藍を山形城下（地蔵町）に移し、醍醐寺出身の大僧都道助を中興第一世とし、鎮国安民の祈願寺としたという。醍醐寺の僧を中興としたということは、このときから真言宗の寺院となつたのである。また、山号を五光山より摩訶迦羅山

に改めている。そして、これ以後、斯波家、同氏の子孫である最上家の帰依を受けたのであった。

戦国時代、当寺の住持職であった尊海（中興第十六世・越後出身）は、天正初年より始まった最上義光（出羽南部を領有した戦国大名、関ヶ原戦後、出羽山形五十七万石の領主）の天童城攻撃のとき、戦勝祈願を修法している。天正十二年（一五八四）十月十日、天童は落城、尊海の修法は法驗ありとされ、義光より寺領千七十石を恩賞として与えられた。これにより当寺は千三百七十石という広大な寺領を有することになった。

義光は同年十二月、天童城の跡地に愛宕神社を創建し、尊海を別当に任じている。以来、宝幢寺は同神社の別当職も兼帯した。江戸期以降、醍醐寺光台院の直末寺として、また新義真言宗智山方の寺院として法灯を伝えたのである。

（二）宝幢寺の寺領

寺領の石高は尊海の代、天正十二年以前は三百石、そして最上義光より千七十石を寄進され、千三百七十石となったことは、前述した通りである。

最上家は義光の孫義俊の代、元和八年（一六二二）御家騒動により山形を除封されたので、当寺の寺領も収められる危機に直面したが、新領主鳥居忠政（山形二十万石、のちに二十二万石の城主）は寺領を安堵したため、ことなきをえた。その鳥居家も、寛永十三年（一六三六）忠政の子忠恒が無嗣で没したため絶家となり除封され、保科正之（将軍家光の弟）が入部、正保元年（一六四四）、陸奥会津に移封すると、松平直基（山形十五万石）が入部と、領主が相いついでかわったものの、寺領は安堵されている。

しかし、大名から寄進（安堵）された寺領―これを黒印地という。大名からの寺領寄進状に黒印が押されているからである―では、大名が領地を除封された場合、黒印地も当然収公される可能性があった。

それに対し、江戸幕府から寄進（安堵）された寺領——これを朱印地という。幕府からの寺領寄進状に將軍の朱印が押されているからである——の場合、保証はより確實であつた。

そこで、第二十二世承善房宥俊（寛永十四年—正保二年住職在任、智積院一臈）は、新義真言の触頭（江戸四カ役寺）の一つである本所弥勒寺の住持職を勤めた経歴から山形藩主松平直基（家康の孫、正保元年—慶安元年〔一六四八〕在封）を通して、寺領を黒印地から朱印地への昇格を請願した。この運動は次の代の頼言房俊海のとき、慶安元年七月一七日付の朱印状が下賜され、実現したのである。このとき、山形藩領内の諸社社の黒印地も宥俊の斡旋により朱印地とされたので、宝幢寺は同藩領内の筆頭寺院となつた。⁽²⁾

ところで、朱印状は左記の通り、愛宕神社の社領とある。

出羽国最上郡天童愛宕権現社領、同所之内千百四拾四石、山形内參拾六石、中野村内百九拾石、都合千三百七拾石事、任先規令寄付之訖、全可收納、并寺中社内竹木諸役等免除之、如有来永不可有相違者、恒例之祭祀無怠慢、専神事勤行、可抽国家安全惻精之状、如件

慶安元年七月十七日（家光朱印）

別当 宝幢寺⁽³⁾

しかし、寛文五年（一六六五）の朱印状には、

出羽国最上郡^{府山}天童愛宕権現社領、同所之内千百四拾四石、山形領之内三拾六石、中野村之内百九拾石、都合千三百七拾石事、并社内別当寺中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判之旨、別当宝幢寺全收納永不可有相違者、恒例之祭祀無怠慢、専神事勤行、可抽国家安全之懇祈者也、仍如件

寛文五年七月十一日（家綱朱印⁽⁴⁾）

とあり、名儀上は社領でも、その支配権は別当たる宝幢寺にあることが明記されている。すなわち寺領同然だったのである。

さて、この朱印石高の千三百七十石を智山方の諸寺と比較しておく。

本山の智積院は五百石、そして、石高順に列記すると、山城安樂寿院（京阪教区）五百石、駿河久能寺（廃寺）二百二十五石、安房宝珠院（安房第一教区）二百三十石、同清澄寺（昭和二十四年日蓮宗に転宗）百七十七石、遠江西楽寺（東海教区）百七十石と続く。宝幢寺の朱印石高がとび抜けて多いことがわかる。因に、江戸期に真言宗の僧録所として色衣免許状を出した宮門跡寺の仁和寺は千五百二石、大覚寺は千十六石であつた。⁽⁵⁾

(三) 宝幢寺の寺格・末寺

次に当寺の江戸期における寺格について触れておこう。

新義真言智山方の寺格は、私見では本山の智積院を最上位に江戸蔵前の大護院（智山と豊山で隔住）、触頭（役寺、愛宕下円福寺・愛宕真福寺）、移転地（智積院の上臈僧の住職寺、六波羅蜜寺〔京阪教区〕・蓮華峯寺〔佐渡教区〕・千手院〔別格本山満願寺〕、上品蓮台寺〔京阪教区〕等）、朱印石高の多い常法談林（安房宝珠院・同清澄寺・上総神野寺〔上総第二教区〕・出羽宝幢寺〔当寺〕等）、関東十一談林（三宝寺〔東京北部教区〕・三学院〔埼玉第二教区〕・明星院〔埼玉第三教区〕・錫杖寺〔埼玉第一教区〕・金剛寺〔別格本山〕・葉王院〔大本山〕他、五力寺）、常法談林、小本寺（田舎本寺）、格院、末寺、門徒の順となるが、その他、院室兼帯、独礼寺、朱印寺等の格式もあり、複雑であつた。⁽⁶⁾

院室兼帯というのは、事相本寺とよばれた醍醐寺・仁和寺・大覚寺の子院格となることであり、格式としては上位であるが、それ相応の冥加金を納めれば、寺格に関係なく允可されたので、ランク付けの参考にはならない。

独礼寺というのは將軍家に拜謁が許され、その際、単独で伺候する格式をいう。複數で拜謁する場合は惣礼とよばれた。朱印寺は格式としては、格院と末寺の間に位置するが、朱印状を与えられた寺院は、上は本山から下は末寺まであり、院室兼帶同様、ランク付けには適さない。なお、宝幢寺の筆頭末寺の威徳院の朱印石高は二百七十石と智山方でも智積院、安樂寿院につぐ、寺領石高であった。

さて、これらの格式を加味して、寺格を整理すると、本山、触頭以上、常法談林・独礼寺、常法談林、小本寺、格院、末寺、門徒という八ランクになろうか。

宝幢寺は独礼寺格・常法談林であるから、三ランクと四ランクの間に位置する寺格ということになる。將軍家の拜謁は、享保十六年（一七三一）より五年に一度であり、独礼寺格といつても、實際は惣礼であつた。⁽⁷⁾また、寛政五年（一七九三）、第三十四世喬嶽の代、醍醐寺勝俱胝院の院家永兼帯とされている。⁽⁸⁾このように当寺は、寺領は智山方で随一の石高であつたが、寺格は地方の寺院としては高いとはいへ、特に高位とはいへなかつた。最後に末寺について述べておく。

延宝三年（一六七五）現在、当寺の末寺は筆頭末寺の威徳院をはじめ、平塩寺、誓願寺、龍福寺、地藏院、新山寺等の九カ寺、門徒は正法寺（長慶寺）、常明寺、宝寿院、宝積院、宗覚院、養運寺、常福院等十八カ寺、又門徒五カ寺（平塩寺の門徒阿弥陀院、誓願寺の門徒善性院、広福寺の門徒観音寺・順行院・高仙寺）、合せて三十二カ寺の本末グループであつた。⁽⁹⁾天明六年（一七八六）現在、門徒の正法寺、宗覚院、養運寺が末寺に昇格、寛政七年の「出羽国新義真言宗本末帳」⁽¹⁾によると、又門徒の高仙寺が末寺に特進している。なお、この本末帳は原本でなく写本であるが、末寺の喜福院を記載もれしている。それはそれとして、同年現在、末寺十四カ寺、門徒十四カ寺、又門徒四カ寺と、寺格に変動はあるが、寺院数は三十二カ寺のまま、明治に至つた。

門徒から末寺に昇格した寺院は、本寺である宝幢寺に法流（三宝院地蔵院流道教方）相続金（祠堂金）を上納して、昇格を許されたのである。

後述の通り、宝幢寺は明治三年（一八七〇）に廢寺となったが、末寺グループのうち、本宗の所屬寺院として、現在に法灯を伝えている寺院は、山形村山教区の平塩寺、護真寺（阿弥陀院）、宗覺院、清光院、養運寺、清淨院、地蔵院、新山寺、誓願寺、正法寺、宝積院、常明寺、安養寺、觀音寺（寺籍四十二番）、高仙寺である。

二、明治初年の淨珊の活動

（一） 廢仏毀釈

廢仏毀釈は明治新政府より公布された一連の法令により、惹起した。それらの法令は、次の通りである。

慶応四年（一八六八）三月十七日、諸社に出された神祇事務局第百六十五の達、

諸社へ

今般王政復古旧幣第一洗被為在候ニ付諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ復飾被仰出候若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ可申出候仍テ此段可相心得候事

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間当今ノ処衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事

右ノ通相心得致復飾候面々ハ当局へ届出可申者也⁽¹²⁾

この法令は神社を管理していた別当や社僧と称して神事をおこなっていた僧侶の還俗を命じた法令である。そして次に出された太政官令第百九十六がいわゆる「神仏分離令」である。この法令は同年三月二十八日に出

されている。

一中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付
早々可申出候事

但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ是又可伺出其上ニテ御沙汰可有之候其余之社ハ裁判鎮台領主
支配頭等へ可申出候事

一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事

附本地抔ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ鰐口梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事

右之通被 仰出候事⁽¹³⁾

ここでは、仏教的な神号を避けること、本地仏等、仏像・仏具を神社から放逐するよう命じている。すなわち、
神仏習合を完全に否定したのである。

このあと、四月十日の太政官仰第二百二十六で、神仏分離令は廃仏毀釈ではないこと、今まで僧侶に支配されていた社人が、絶好の機会と私憤をはらさないよう警告した。これは、廃仏運動が政府の予想をこえて激化したためであろう。

そして、閏四月四日の太政官布告第二百八十で、

今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付別当社僧之輩ハ還俗之上神主社人等之称号
ニ相転神道ヲ以勤仕可致候若亦無抛差支有之且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ神勤相止立退可申候事
但還俗之者ハ僧位僧官返上勿論ニ候官位之儀ハ追テ 御沙汰可有之候間当今之処衣服ハ風折烏帽子淨衣

白差貫着用勤仕可致候事

是迄神職相勤居候者卜席順之儀ハ夫々伺出可申候其上御取調ニテ御沙汰可有之候事⁽¹⁴⁾

と、還俗した別当、社僧は神主・社人と称すること、還俗できない社僧等は神社から立ち退くよう令したのである。この太政官布告により、多くの別当や社僧が還俗したが、社僧の大多数は僧侶としての地位は低かったので、生活のためにはやむをえなかつたのであろう。だが、奈良の興福寺のように一乘院・大乘院の両門跡が還俗して、春日大社の神官となつた例もある。興福寺では一乘院・大乘院の筆頭塔頭をはじめ一山の塔頭住職など僧侶全員が、四月十三日に還俗願を神祇局に提出し、許可されたので、全員の僧侶が神官となつたのである。⁽¹⁵⁾ 本稿で取りあげる浄珊も新義真言の高僧（ここでいう高僧とは智積院での座位が高いことをいう）であつた。

(二) 浄珊と宝幢寺歴代

宝幢寺についてはすでに述べたので、江戸期の当寺の歴代のうち、新義真言の高僧といえる住持職を紹介すると、前述した宥俊がいる。宥俊は朱印状獲得に貢献したが、智積院一臈として触頭の弥勒寺の住職となつており、能化に昇進する可能性もあつたのである。

第三十七世鈍如房昭洲（文政七年（一八二四）〜天保十四年（一八四三）在任）は武州倉田明星院の出身で、智積院の二臈に列座した。智積院の最高議決機関は上座僧十人で構成される集議中であるが、宥俊、昭洲は集議に列座したわけで、高僧といえる。そして、浄珊自身も智積院の一臈格であつた。一臈格というのは、実際には智積院に在山していない僧に、名譽的に与えられた待遇と思われるが、智山方の高僧には違いないであらう。

その浄珊の経歴はというと、天保十年三月二日に武蔵国埼玉郡東久米原村（埼玉県南埼玉郡宮代町）の森山竜策の二男として出生、広吉と称した。嘉永二年（一八四九）三月十五日、武蔵川口の錫杖寺住職浄円を戒師として出家、仮名を敏純房（のちに大慧と改める）、実名を浄珊と名のつた。安政六年（一八五九）三月五日、二十

一歳の若さで触頭の弥勒寺より住持職を命ぜられ、四月二日に第四十世として入寺したのである。

前住の第三十八世浄舜房朝海も錫杖寺浄円の弟子で、触頭真福寺の役者在任中の天保十四年十一月二十二日、二十九歳のとき、当寺の住職を命ぜられ、翌年晋山したが、安政六年三月三日、四十五歳で隠退し、浄珊が晋山したのである。なお、第三十九世海旭は昭洲の弟子で、朝海の後任候補であったが、智積院修学中の嘉永四年十二月三日、二十四歳で病死した。しかし、歴代に加歴されたのであった。⁽¹⁶⁾

さて、浄珊は慶応元年七月、智積院一臈格となっている。このとき、二十七歳であった。浄珊の経歴は浄珊自身が記した「宝幢寺興廢録」に拠っているが、二十七歳で上座格というのは若すぎるように思える。なお、同人が明治六年（一八七三）に記した宝幢寺の起立書に智積院の移転地とあるが、智積院が同元年七月、京都府に提出した書類には、その事実はない。⁽¹⁷⁾ これらについては、今後の課題としておく。

(三) 浄珊の還俗と神官としての活動

明治二年八月七日、浄珊は還俗、別当を勤めていた愛宕神社の神主職任命の願書を山形藩庁に提出した。この復飾願によると、浄珊は佐伯式部（のち普雄と改名）美基と改名すること、また末寺の威徳院住職も佐伯帯刀、龍福寺住職も佐伯岩尾と改名、そのほか地藏院・新山寺・月山寺・吉祥院の住職も還俗して、それぞれの別当を勤めていた神社の神主職の任命を願う内容となっている。すなわち、本末七カ寺の復飾願であった。⁽¹⁸⁾

この請願は翌年正月二十六日に藩庁より許可がおり、浄珊は佐伯普雄として神官に転向したのである。ときに三十二歳であった。

この還俗は興福寺と比べると遅いが、これは地域差によるものであろう。神仏分離令が出されたとき、東北諸藩は旧幕府側であり、この法令の二カ月弱後の五月三日には奥羽越列藩同盟が結成されたので、新政府の法令が

傳達されなかつたのである。神仏分離令が布告されたのは、近隣の酒田県の場合、明治二年五月というから、山形藩内もほぼ同じと考えられ、この時期となつたのも首肯できる。⁽¹⁹⁾

この還俗により、宝幢寺は廢寺となり、本尊の五智如来は筆頭末寺の威徳院、次席末寺の平塩寺も還俗したので、誓願寺に安置され、旧宝幢寺末寺グループは誓願寺を本寺格、地藏院を末寺総代としたのであつた。

還俗した淨珊こと、佐伯菅雄は同三年二月には藩庁に皇道宣布のため、皇学所設立を建白、四月には旧末寺出身の佐伯岩尾とともに武蔵一宮の氷川神社で、正式な神祭式の伝受を受けることを願つてゐる。そして、閏十月には山形県内の神官に伝受された神祭式を実演するなど、神官としての途を真摯に歩んでゐる。また、この年の十月には武蔵国足立郡下谷村（埼玉県鴻巣市）に帰農してゐた旧幕臣西尾鉾助の娘みきと結婚した。

明治四年五月二十日、山形県大参事より神職（社家）触頭に任命された。翌年政府は神祇省を廢止し、教部省を設置して社寺を管理したが、同六年六月七日、教部大丞三島通庸より教導職（訓導）に任命されている。そして、翌月十日には同じ訓導の天童建勲神社神主斉藤太とともに、山形県内教導取締を大教院より命ぜられるなど、同県下の神道国教化政策の指導者的地位にたつたのである。なお、この年に県社の山形鉄砲町八幡神社の神主に榮転している（それまでの愛宕神社は二ランク下の村社）。

その後も菅雄は県内の神道界の中心人物として活躍し、翌年の一月四日に山形管内神官触頭、同年九月二日山形中教院の庶務課長、同八年十月九日には中講義より大講義に昇進するとともに、山形県神道事務分局長に就任した。さらに同十二年十二月權少教正、同十七年十月二十七日權中教正に昇進し、二十年二月には神道本局幹事に任ぜられたが、翌年病により神道諸職を辞し、二十七年十二月三十日に五十六歳を一期として、波瀾に満ちた生涯をおえたのである。⁽²⁰⁾

おわりに

筆者が浄珊という人物を知った当初は、この生き方には理解に苦しむというのが、いつわらざる心境であった。若くして、有力寺院の住職となり、僧侶としても高い地位をえた浄珊が、還俗したことは当時の状況からやむをえないと思う。しかし、なぜ、彼をそこまで神道に駆りたてたのか理解できないのだ。

大野瑞男氏は、彼の還俗、宝幢寺の廃寺について、「廃寺となすに至った理由は、神仏分離令・上地令だけでなく、すでにどうにもならなくなった財政窮乏から脱して、明治政府が力を入れた神道運動に乗じようとした、佐伯菅雄の先見的処置でもあった」と述べている。⁽²¹⁾ 先見の明はともかくとして、確に寺領経営の窮乏化という、経済的要因も否定できないが、全面的には首肯できない。

本稿を記述するため、彼自身が作成した史料を見ているうちに、佐伯菅雄家来、譜代家来という記載が何カ所かあることに気づいた。この譜代家来というのは、宝幢寺の寺領が千三百七十石となつて以来、それを管理するために召抱えた地方役人、あるいは寺役人・寺侍などの子孫をさすのであろうが、「宝幢寺興廢録」に、「佐伯菅雄家来」として二十八名の氏名が、「復飾願等草稿」には譜代家来四十四軒と、そして「社中戸籍」⁽²²⁾にも「佐伯菅雄社中」として十六軒、九十三人の家族が記載されている。「復飾願等草稿」によると、家臣の扶持米の合計は七百九十二俵とあるから、寺領収入の半分に相当した。その寺領も明治四年の上知令で、収入は三年間は半減、その後も一割ずつの削減で、十年後にはゼロとなるのである。

すなわち、三十代の菅雄には彼らの生活もかかっていたのである。彼の過激な生き方は、この家来の存在があったからと思える。家来に社人としての生計をたてさせるには、彼自身が神官として指導的立場にたたざるをえ

なかつたのであろう。

神仏分離令により還俗した別当寺の住職や社僧の多くは、歴史の渦に巻きこまれてしまった。その点、浄珊は彼自身の努力により、山形という地域に限定されるとはいえ、歴史上の人物となった。彼の功罪を軽々に評価できないが、江戸期に支配者より特権を与えられていた仏教界の出身者として、明治新政府の方針に従うのは当然であつたろうし、彼には家来の存在もあつた。一方、宝幢寺の最大の収入源であつた寺領はもはやなく、檀家も少ない同寺の廃寺は当然の帰結であつたろう。すなわち、積極的に政府の方針に協力せざるをえなかつたのである。だが、明治政府が推進した神道国教化政策は挫折する。山形県下の神道界の重鎮として君臨した彼の感慨はいかばかりであつたろうか。歴史の流れに翻弄された菅雄には仏教の社会的機能を考慮するすべがなかつたのである。

註

- (1) 「出羽国山形宝幢寺文書」(『山形市史編集資料』第一五号、以下、『市史資料』と略す、三二〇〜九頁)
- (2) 「宝幢寺興廢録」「羽州最上宝幢寺縁起」「寺柄由来書上」(『出羽国山形宝幢寺文書』・『市史資料』第一五号所収)
- (3) 「山形市史」中巻近世編一〇六六〜七頁
- (4) 「寛文朱印留下」(『史料館叢書2』東京大学出版会、八一頁)
- (5) 「寛文朱印留下」収録の当該寺院
- (6) 「諸宗階級」「寺格帳」「続々群書類従」第十二、三八〇〜六頁、四八〇〜九頁、「宗教制度調査資料」「江戸時代に於ける住職任免の手続」を参照
- (7) 「登城御礼仕来書上」(『出羽国山形宝幢寺文書』・『市史資料』第一五号、七一頁)
- (8) 注(1)に同じ
- (9) 「最上宝幢寺門末帳」(『出羽国山形宝幢寺文書』・『市史資料』第一五号、五九〜六二頁)
- (10) 「本末御改帳」(『出羽国山形宝幢寺文書』・『市史資料』第一五号、六二〜七頁)
- (11) 「江戸幕府寺院本末帳集成」中巻、(雄山閣)一七九五〜六頁
- (12) 「日本宗教総覧」二〇〇一年版(『別冊歴史読本』第二五卷九号)、二一九頁
- (13) 注(12)に同じ

- (14) 『日本宗教総覧』二〇〇一年版、二二〇頁
- (15) 圭室文雄『神仏分離』(『教育社歴史新書』)、一六八～七五頁
- (16) 『宝幢寺興廃録』、『佐伯家譜』(『市史資料』第一五号、二九～三九頁)
- (17) 林田光禪『智積院誌』(智積院刊、大正四年)、二四四～六頁
- (18) 「復飾願等草稿」(『山形神仏分離関係史料』、『市史資料』第二八号、二九～四三頁)
- (19) 後藤越司『出羽三山の神仏分離』(岩田書院)、一三頁
- (20) 「山形神仏分離関係史料・1宝幢寺文書」と解説(『市史資料』第二八号所収)、「宝幢寺文書追加解題」一一三頁(『史料館所蔵史料目録』第十六集)
- (21) 『山形市史』中巻近世編一〇七五頁
- (22) 「山形神仏分離関係史料」・『市史資料』第二八号、五九～六九頁

注記した文献のほか、『山形市史』中巻近世編一〇五四～七五頁、『同市史』下巻近代編二二二頁、二一九～二二頁を参照した。